

CSR（企業の社会的責任）への取り組み

1. 揺るぎない支持と信頼の確立を目指して

当行のコーポレート・ガバナンスについて

基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの充実、地域社会の繁栄に奉仕する地域金融機関としての企業価値の一層の向上に努めるとともに、その責務を果たし、株主の皆さまをはじめとするすべてのステークホルダーの方々に、揺るぎない支持と信頼の確立を目指していくための最も重要な経営課題の一つであると位置付けています。

このような位置付けのもと、経営の根幹として、社は「地域社会の繁栄に奉仕する。これが銀行の発展と行員の幸福を

併せもたらすものである。」と行訓「1.よいサービス 誠意があふれ、行き届いた、スピーディなサービス 2.よい人 人を高め、人を厚くし、明るい職場をつくる 3.よい経営 健全で、創意に富んだ、全員参加の経営」を掲げるとともに、役職員の基本的な価値観や倫理観の共有を図り、業務に反映させるために、「名古屋銀行役職員の倫理行動規範」、「法令等の遵守に関する方針」をそれぞれ制定し企業価値の向上に取り組んでいます。

施策の実施状況（平成29年7月1日現在）

当行は、取締役会を頂点とし、行内規程を厳格に運用しつつ、適切な権限委譲を行い、迅速な意思決定を行う体制としています。そのため、責任体制の明確化、取締役会の一層の活性化・監督機能の強化のため、独立性の高い社外取締役2名の招聘や、取締役会の選任による執行役員制度を採用しています。また、監査役制度を採用し、監査役5名（うち社外監査役3名）が会計監査人及び内部監査部門と連携して、取締役の職務の執行を監査する体制としています。この体制により十分なコーポレート・ガバナンスの強化を図ることができると判断しています。

会社の機関の内容は以下のとおりです。

・「取締役会」

取締役会は、取締役14名（社外取締役2名を含む）で構成され、原則月1回（平成28年度は19回開催）の開催を行い、経営に関する重要事項や業務執行の決定を行うほか、取締役が業務執行状況（常務会決定事項を含む）や各種委員会の報告を定期的に行っています。また、監査役5名が出席し、必要に応じて意見を述べています。

・「監査役会」

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役4名（うち社外監査役3名）で構成されています。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の調査を実施するなど、中立的かつ客観的な監査機能が発揮できる体制を整備しています。監査役会の機能充実を図るため、監査役会の専任スタッフを1名配置しています。

・「常務会」

常務会は、取締役会長、取締役頭取、専務取締役1名、常務取締役3名で構成されています。常務会は、原則毎週1回開催し、取締役会で定めた基本方針や常務会基本規程に基づき、取締役会で決定する事項を除く重要な銀行業務の経営意思の決定機関として役割を担っています。また、常勤監査役1名が参加して、必要に応じて意見を述べています。

・「各種委員会」

「ALM委員会」は、市場リスク、流動性リスク、信用リスクについて総合的に把握・管理し、運用・調達構造の分析およびALM方針、リスク対応方針等を審議しています。

「オペレーショナル・リスク管理委員会」は、事務リスク、システムリスク、法務リスク、有形資産リスク、人的リスクについて総合的に把握・管理しリスク対応方針等を審議するとともに、事務事故・システム障害等に対する再発防止策等の審議・検討をしています。

「コンプライアンス委員会」は、社会的責任の遂行とコンプライアンスの着実な実践により、当行に対する社会からの信頼の維持・向上を図ることを目的としています。

「賞罰委員会」は、当行の就業規則に基づき褒賞および懲戒を行うに当たって広く行内の意向を徴し、賞罰の公平かつ適正を期することを目的としています。

「地域活性化委員会」は、金融円滑化の状況を把握・分析することを目的とした「金融円滑化委員会」を前身とし、金融円滑化に加えて事業性評価の取組状況についても把握・分析を行うことを目的としています。従来の「円滑な金融」から「地域の活性化に資する金融」へと軸足を移したものになります。

内部監査について、平成28年度は担当人員23名が内部監査

にあたり、具体的には、営業店監査を延べ172店舗で実施し、本部通常監査として、部門単体監査、関連複数部門・営業店に及ぶ諸々のテーマ監査を実施いたしました。また、財務報告に係る内部統制についての評価を連結子会社も含め実施いたしました。さらに、連結子会社の業務監査についても行っています。

監査役会は平成28年度は16回開催し、監査に関する重要な事項について報告・協議・決議を行いました。

会計監査人は有限責任 あずさ監査法人に依頼しており財務諸表監査を受けています。平成28年度に監査業務を執行した公認

計士および監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

(有限責任 あずさ監査法人)

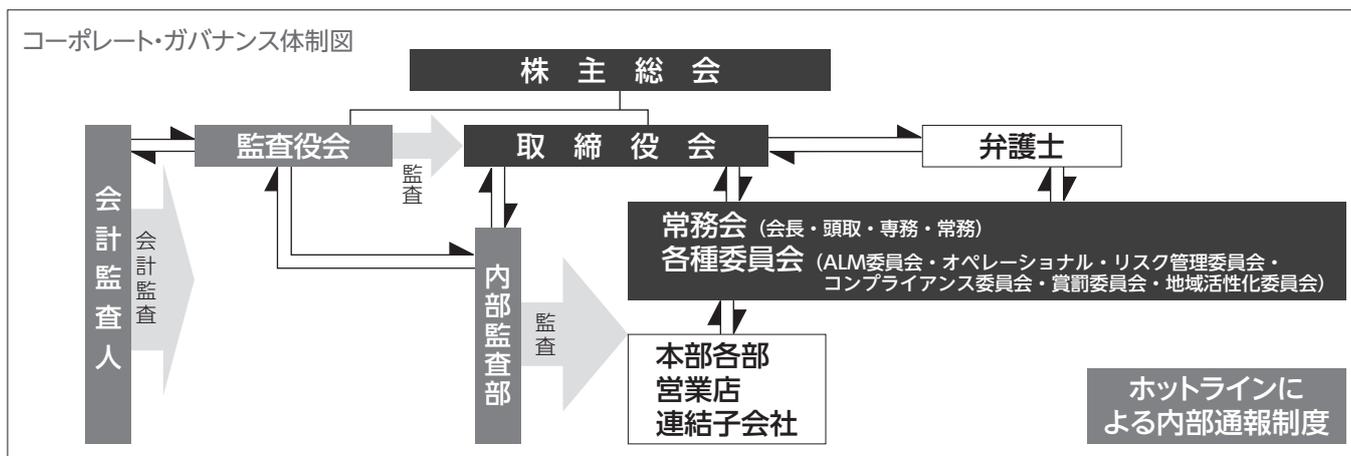
指定有限責任社員 業務執行社員 福井 淳

指定有限責任社員 業務執行社員 池ヶ谷 正

・会計監査業務に係る補助者の構成

(有限責任 あずさ監査法人)

公認会計士15名、その他9名



内部監査体制

内部監査は、その独立性を確保するために取締役会直轄の内部監査部が担当しています。

内部監査部は、本部各部、営業店、連結子会社及び業務委託先を対象に、各種リスク管理・顧客保護・事務処理等の態勢が、法令・経営方針・各種規程等に沿って、適正かつ効率的に運営されているかを監査しています。また、本部各部及び営業店でも定期的に自主検査を行い、相互牽制とチェック体制の充実を図っています。

さらに、資産の自己査定管理に係る部署に対しては、自己査定及び自己査定結果に基づく償却・引当金の算定が適正に実施されているか監査しているほか、財務報告に係る内部統制についての評価も実施しています。

これらの監査結果については、定期的に経営陣に報告し、改善状況等のフォローアップにも努めています。また、監査方法等の充実と体制の整備を図り、業務の健全かつ適切な運営に努めています。



内部統制システムの基本方針

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの基本方針」を定め、以下のとおり、「業務の適正を確保するための体制」の強化に取り組んでいます。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 全国銀行協会の「行動憲章」を遵守し、『名古屋銀行役職員の倫理行動規範』を定める。コンプライアンスを取締役が率先垂範するため『名古屋銀行取締役の倫理行動規範』を別途定め、取締役はこれを指針とする。また、役職員は『コンプライアンスマニュアル』を保持し、コンプライアンス研修を通じて研鑽に努める。

(2) コンプライアンスに関する審議機関としてコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスに関する統括部署を内部統制部と定め、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。また、『コンプライアンスプログラム』を毎年策定し、コンプライアンスに関する具体的施策を実施する。

(3) 法令違反等の疑義がある行為等を相談・通報する仕組みとしてホットラインを制定する。

また、役職員が通報等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめ各種委員会議事録等を法令及び社内規程に基づき保管する。また、『情報管理規程』に基づき、その管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 『リスク管理基本方針』を制定し、各種リスクを正しく認識、把握し、かつ適切な管理を行う。また、リスクカテゴリー毎の所管部署を明確にするとともに、リスク管理統括部署として内部統制部を設置する。

(2) 管理する主なリスクは、「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」及び「オペレーショナル・リスク」とする。取締役会は、リスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会にて、重要な意思決定や取締役の職務執行状況の監督等を行う。取締役会は、毎月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会の決定に基づく業務執行については、『組織基本規程』等により、組織機構、業務分掌、職務権限及び責任を規定し、業務の組織的、かつ効率的な運営を図る。

5. 当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制等

(1) 名古屋銀行及び子会社（以下名古屋銀行グループという）における業務の適正を確保するため、名古屋銀行グループを一体と考え、グループ各社が法令遵守やリスク管理等の内部管理体制を適切に構築する。

(2) 名古屋銀行グループの統括部署を経営企画部とし、子会社から業務内容の報告等を受ける体制とする。また、グループ全体の法令遵守やリスク管理については、内部統制部が統括管理する。

(3) 内部監査部は、名古屋銀行グループの内部監査を実施する。また、名古屋銀行グループの役職員が、法令違反等の疑義のある行為等について所属会社または名古屋銀行へ相談・通報する仕組みとしてホットラインを制定する。名古屋銀行グループの役職員が通報等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。

6. 監査役職務を補助する使用人に関する事項等

(1) 監査役会事務局を設置し専属のスタッフを置いて、監査役職務の補助にあたる。

(2) 専属のスタッフの人事異動、人事評価その他については、監査役会の意見を尊重する。

(3) 専属のスタッフは、常に監査役との連絡を密にし、監査役からの指示に対して忠実かつ適切に対応する。

7. 取締役及び使用人による監査役への報告体制等

(1) 名古屋銀行グループの役職員は、名古屋銀行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項があることを発見したときは、直ちに名古屋銀行の監査役や所属会社の監査役へ報告する。また、役職員が監査役に報告等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。

(2) 常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会その他の重要な会議及び委員会に出席し、重要な書類を閲覧する。監査役は、名古屋銀行グループの役職員に対して必要に応じて報告を求めることができるものとする。

8. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

(1) 代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、意見交換を行い、監査の実効性が確保できるように努める。また監査役は、会計監査人、弁護士及び内部監査部と緊密な連携を図る。

(2) 監査役が、職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を適切に処理する。

9. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方と体制等

(1) 全国銀行協会の「行動憲章」を遵守し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。また、『名古屋銀行役職員の倫理行動規範』に反社会的勢力との関係の遮断を明記する。

(2) 『反社会的勢力等への対応についての基本方針』、『反社会的勢力等への対応に関する基本規程』及び『反社会的勢力等対応マニュアル』を制定するとともに、反社会的勢力への対応を統括する部署を内部統制部と定め、営業店、本部及び外部専門機関と連携することにより、体制を整備する。

コンプライアンス（法令等遵守）の実践

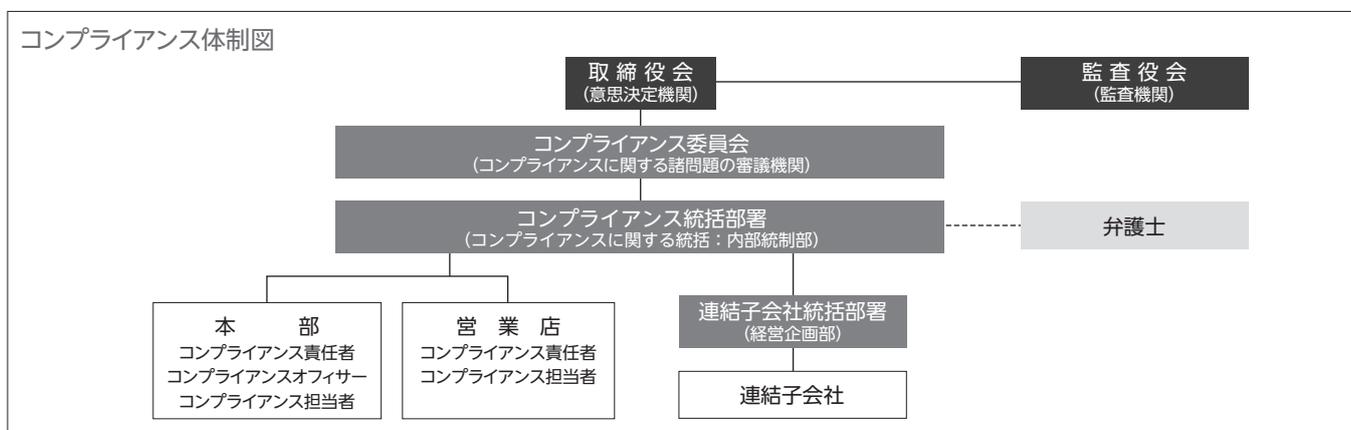
■ コンプライアンスの基本方針

「コンプライアンスの実践」を経営方針の一つに掲げて、お客さまへの説明・相談態勢の充実や法令等遵守態勢の強化、反社会的勢力との関係遮断・銀行取引からの排除など、日々の業務において、コンプライアンス態勢の強化・充実に取り組んでいます。

運営においては、外部弁護士を含めたコンプライアンス委員会を審議機関として設置し、毎月定例開催しています。また、コンプライアンスに関する諸事項は内部統制部が統括・管理しています。

毎年度、取締役会の決議を経て、役職員の法令等遵守に関する意識の向上と各種取引における利用者保護の徹底、チェック機能の確立等に向けた具体的施策を「コンプライアンス プログラム」として策定しています。このプログラムの達成状況はコンプライアンス委員会で審議しています。

さらに、全役職員が「コンプライアンス マニュアル」を各自保持し、日々の研鑽に努めています。研修においてもコンプライアンスに関するカリキュラムを充実させ、地域の皆さまから高い信頼を得られるように、努力を重ねています。



■ 個人情報保護への対応

当行は、お客さまからの信頼を第一と考え、個人情報をお客さまのご希望に沿って取扱うとともに、個人情報保護の観点から正確性・機密性の保持に努めるなど、個人情報を適正かつ安全に取扱うことが重要であると認識し、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を制定・公表しています。

この個人情報保護宣言に基づき、①個人情報に関する法令等の遵守、②個人情報の適正取得、③個人情報の取得・利用にお

けるその利用目的の特定及び当行のホームページ等での公表、④当行の個人情報の取扱い及び安全管理措置に関するご質問、苦情の相談窓口の設置等、個人情報の適正かつ安全な取扱いを実施しています。苦情やお問い合わせに対しては、迅速かつ誠意をもってお応えし、お客さまへ変わらぬ安心をご提供できるよう努めています。

■ 金融ADR制度への対応

当行は、指定紛争解決機関である一般社団法人全国銀行協会と苦情対応手続及び紛争解決手段に関し、契約を締結しています。

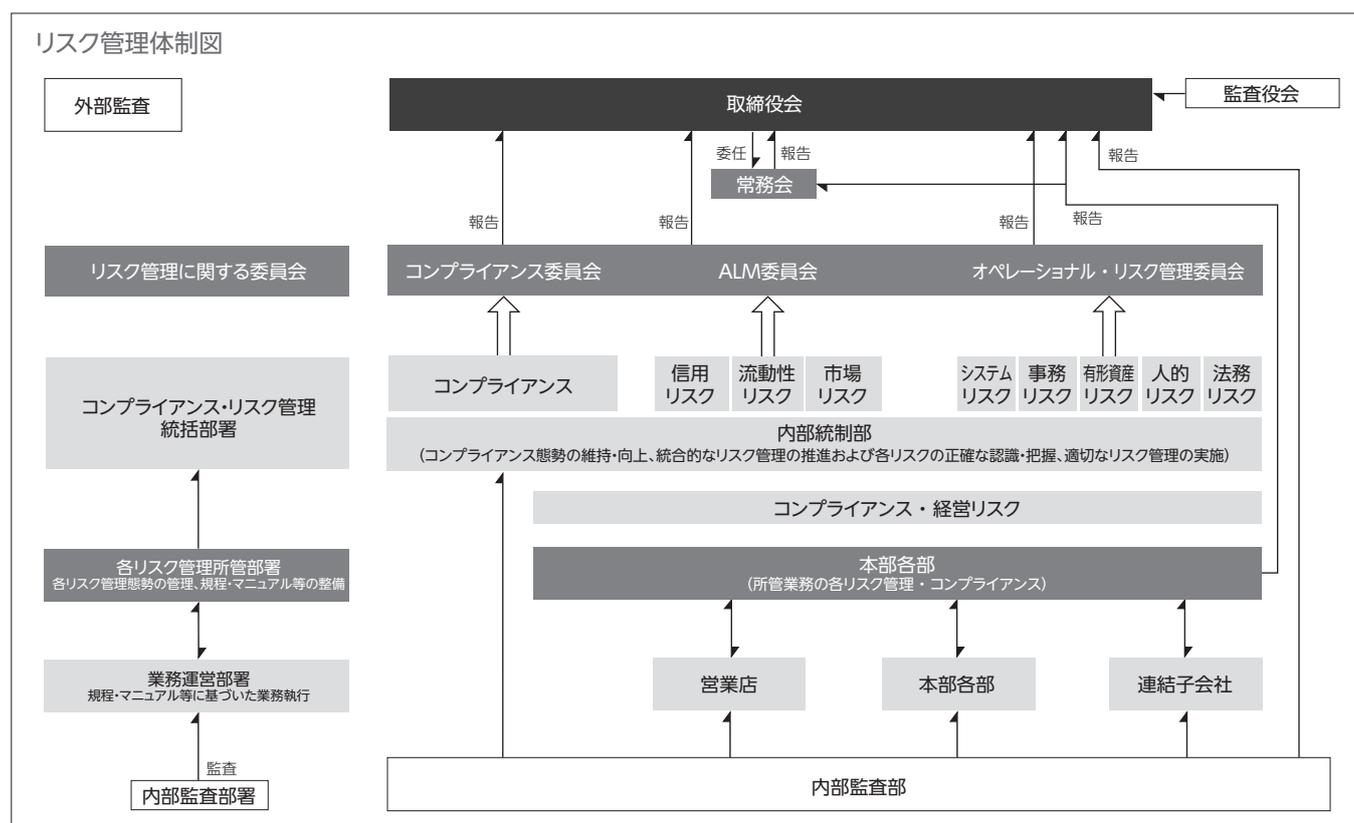
- 連絡先 : 全国銀行協会相談室
- 電話番号 : 0570-017109 または 03-5252-3772

リスク管理体制

■ 経営上発生するリスク管理について

金融の技術革新や規制緩和、グローバル化が急速に進展する中で、銀行の抱えるリスクもまた複雑、多様になっています。そのため、信用リスク（貸出先の倒産等による貸倒れリスク）や事務リスクに加えて市場リスク（金利、価格、為替相場の変動リスク）や流動性リスク（安定的な資金調達に関わるリスク）、さらにはシステムリスク、法務リスク等、様々なリスクを適切

にコントロールしていくことは経営課題として重要と認識しています。当行においては、内部統制部をリスク管理統括部署としてリスク管理態勢を整備し、銀行業務で発生する各種リスクをより正確に把握、認識し、適切なリスク管理を通じて経営の健全性と安定した経営基盤の確立を図っています。



■ リスク管理体制の状況

リスク管理については、信用リスク、流動性リスク、市場リスクを統括する「ALM委員会」、システムリスク、事務リスク等を統括する「オペレーショナル・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の充実に努めています。また、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置付け、外部より弁護士を

招聘した「コンプライアンス委員会」を設置し、内部統制の充実と相互牽制機能の確立を目指しています。そして、当行が対応すべき全てのリスクの状況を毎月開催される3つの委員会に集約し、取締役会への報告体制を充実させることにより取締役会のリスクコントロールの機能強化を図っています。

■ 信用リスク管理と審査体制

一定の基準を超える案件については、本部審査部門の専門スタッフが個別案件毎に、より高度な審査・管理を行い、貸出資産の健全性の維持・向上を図っています。

また、四半期毎に当行全体の貸出構成について分析・検討し、貸出先が特定の業種やお取引先に偏ることのないよう、また地域の中小企業・個人のお客さまを中心とした幅広い運用を

行うよう常に心掛けています。

そのほか、信用リスク計量化システムを導入し、貸倒れ発生の将来予測や、その減少のための方策について多面的に検討を行い、それを実践するとともに、審査能力・信用リスク管理能力アップのため、定期的な審査研修や本部スタッフによる臨店指導を行っています。

■ 市場リスク管理及び流動性リスク管理体制

有価証券やデリバティブ取引を中心とした市場リスクについては、各商品のBPV^{*1}、VaR^{*2}を毎日算出し、現状におけるリスクテイクの状況を経営陣に報告・管理する体制をとっています。また、流動性リスクについては、安定した資金繰りを最優先に考え、日次、週次、月次ベースでの管理を行っています。

※1：BPV（ベース・ポイント・バリュー）＝金利商品については該当通貨のイールドカーブが0.1%上昇した場合、株式についてはTOPIXが10%下落した場合の保有ポジションの評価損益の変動値。

※2：VaR（バリュー・アット・リスク）＝特定の保有期間、信頼区間のもと、保有ポジションが被りうる最大損失額を過去の実績から統計的手法により算出した推定値。

■ ALM（資産・負債の総合管理）体制

経営上重要な位置づけにあるALMについては、経営陣主導による「ALM委員会」を中心に運営しています。毎月開催される委員会では、市場リスク、流動性リスク、信用リスクなどのリスクを、シミュレーション、BPV、VaRなどの多面的な分析により的確に把握した上で、ALM運営にかかる重要事項について審議しています。

こうしたALM運営体制の充実に加え、統合的リスク管理手法の一つとしてリスク資本配賦を実施し、経営体力である自己資本の範囲内で各種リスクをコントロールすることにより健全性を確保するとともに、資本の効率的な活用を意識した業務運営に努めています。

■ オペレーショナル・リスク管理体制

業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切なため、あるいは大規模地震・広範囲な停電等の外生的な事象により被るリスクをオペレーショナル・リスクといいます。

具体的には役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより被るリスク「事務リスク」、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等のシステムの不備に伴うリスク「システムリスク」等があります。

当行では、お客さまの信頼を得るために、銀行業務の基盤となる情報システムの安定稼働及びセキュリティの強化を、ま

た、事務処理の正確かつ厳正な取扱いを心掛けることで、ミス・事故・不祥事件等の発生及びそれに付随する損失を未然に防止するよう努めています。

さらに、内部統制部を事務局としたオペレーショナル・リスク管理委員会を毎月開催し、事務リスク、システムリスク等について、総合的に把握・管理し、リスク対応方針等を審議するとともに、事務事故・システム障害等に対する再発防止策等の審議・検討を行っています。

■ 情報セキュリティ管理体制

お客さまの情報については、外部への漏洩や、紛失、改ざん及び災害による消失等の様々なリスクを充分認識した上で、こうした脅威から保護するための安全対策の方針を明確にするため、情報資産保護の基本方針、いわゆる「セキュリティポリシー」を制定しています。さらに、より具体的な規程として、情報の取扱いに関する規程である「情報管理規程」を、また、コンピュータシステムに関する管理規程である「システム関連リ

スク管理要領」を制定しています。

これに基づき、各支店本部に、それぞれ情報管理責任者を置き、所属職員に対する教育や、安全対策の徹底を図る等、顧客情報の厳正な取扱いと管理の実践に努めています。

また、サイバーセキュリティの維持向上を図るとともに、問題事象が発生した場合に備えて、その被害の低減と迅速な復旧対応を行うための環境および体制づくりを行っています。

2. それぞれのステークホルダーとともに

地域社会とともに

名古屋銀行は「地域社会の繁栄に奉仕する」ことを社是とし、地域経済の発展のために、金融サービスの提供に努めてまいりました。今後も、皆さまの発展のお手伝いをするために地域に根ざしたお取引を行ってまいります。

当行のお客さまに対する取組方針は、金融庁が策定した「金融仲介機能のベンチマーク」の趣旨に合致するものと考えております。また、「ベンチマーク」の開示項目については、当行の経営方針・戦略に基づき、選択させていただきました。今後は、適宜見直し、追加を検討してまいります。なお、以下に記載する取組みの中で「ベンチマーク」に該当するものは「ベンチマーク」と表示しております。

■ 地域密着型金融の取組みについて

■ 各取組みの基本方針について

(1)お客さまに対するコンサルティング機能の発揮

- ① 日常的・継続的な関係強化を通じ、事業性評価（事業内容や成長可能性、および経営の目標や課題の把握・分析）をします。
- ② 事業性評価を通じ、最適なソリューションを提案します。
- ③ お客さまとともに経営課題の解決に取組み、必要に応じてソリューションの見直し提案をします。

(2)地域社会の「まち・ひと・しごと」の活力向上への積極的な参画

- ① 地方自治体との連携を図りつつ、一体となり地域の面的再生への取組みに積極的に参画します。
- ② 成長分野の育成や産業集積による高付加価値化をサポートします。

(3)地域やお客さまに対する積極的な情報発信

地域密着型金融の取組みに関して、具体的な目標やその成果を地域やお客さまに対し積極的に情報発信します。

■ 当行の掲げる数値目標と実績

(1) 28年度年間数値目標と達成状況【期間：平成28年4月～平成29年3月】

項目	目標	実績
M&A、事業承継の相談件数	550件	639件
経営改善支援取組み先数	400先	420先
目利き能力や事業性評価に関する渉外研修の実施	600名	623名

(2) 29年度年間数値目標【平成29年4月～平成30年3月】

項目	目標
M&A、事業承継の相談件数	550件
創業計画の策定支援件数	10先
経営改善支援取組み先数	350先

■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

● 中小企業の新規融資を含めた経営支援に関する取組み

当行は、創業以来、「地域社会の繁栄に奉仕する」ことを社是として、地域において円滑な金融仲介機能を発揮することを重要な課題として取り組んでまいりました。また、中小企業金融円滑化法施行に伴い、地域の中小企業のお客さまからの各種ご相談にきめ細かく、かつ、迅速、適切にお応えするよう、「金融円滑化に関する基本方針」を定めたほか、金融円滑化に関する体制を整備し、金融円滑化への取組みを一層強化してまいりました。中小企業金融円滑化法は、平成25年3月末で終了いたしました。当行の金融円滑化に関する基本方針と体制に変更はございません。従来通り、中小企業のお客さまからの条件変更や新たなお借入れのご相談に対して適切に対応してまいります。さらに、継続的な訪問を通じて把握したお客さまの経営課題を解決するため、様々な施策の提案、経営改善計画の策定支援、それら施策と計画の実行支援に本部の専門部署と営業店が一体となって取組み、必要に応じて、外部機関や外部専門家を積極的に活用し新規融資を含めた経営改善支援の実効性の向上に努めてまいります。

金融円滑化に関する基本方針の概要

I. お借入れ条件の変更等にあたっての基本的な考え方

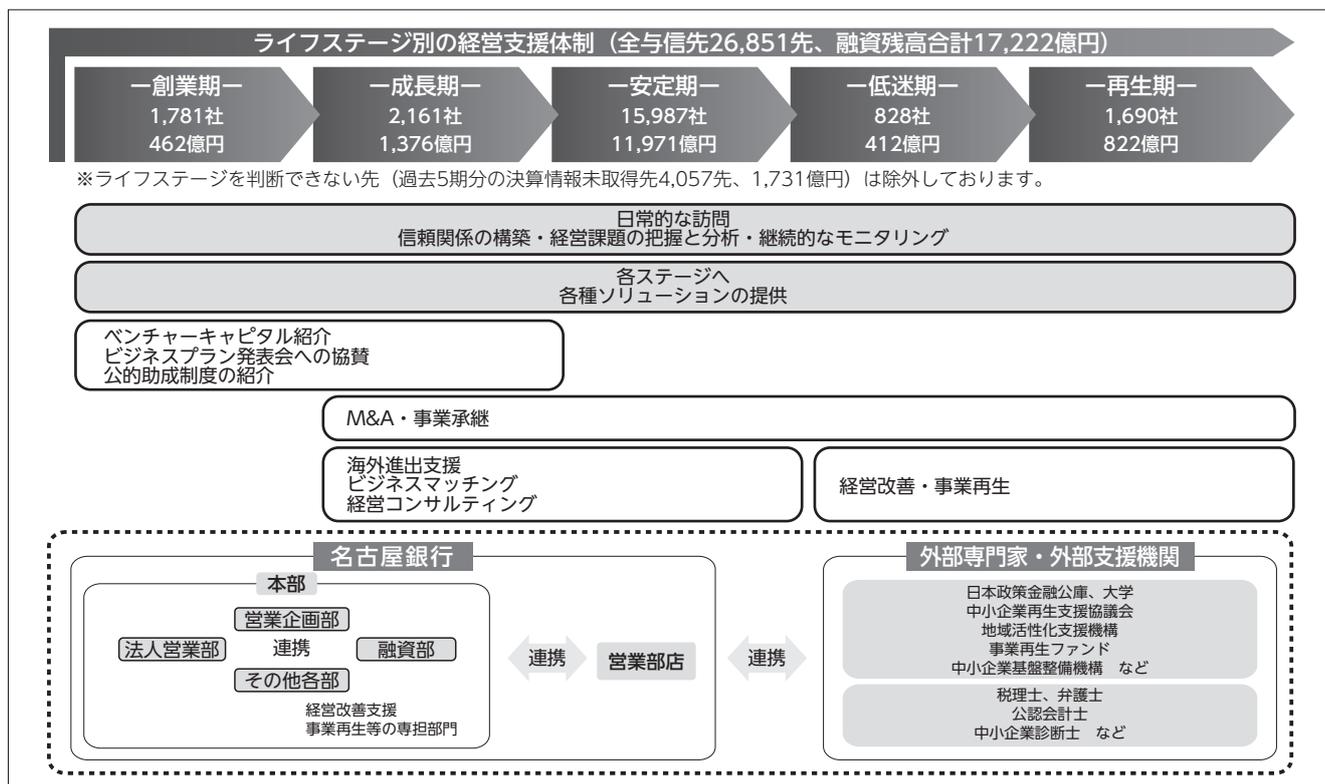
- ・新規のお借入れ及びお借入れ条件の変更等のご相談、お申込みに対しては、ご要望を真摯にお伺いし、お客さまの事情をきめ細かく把握するよう努め、お客さまの資金需要とご返済の負担軽減に可能な限りお応えできるよう、積極かつ柔軟にご相談を承るよう努めます。
- ・新規のお借入れ及びお借入れ条件の変更等のお申込みに対し、条件を付けさせていただく場合、またやむを得ずお断りさせていただく場合には、これまでのお取引関係等を踏まえ、その理由について、お客さまにご納得いただけるよう、速やかに、適切かつ丁寧な説明を行うように努めます。
- ・お客さまの経営相談に真摯に対応し、経営改善に向けた取組みを積極的に支援いたします。
- ・他の金融機関等が関係している場合には、守秘義務に留意しつつ、当該関係者との緊密な連携に努めます。

II. 金融円滑化管理体制整備の概要

- ・本部内に、金融円滑化の推進を図る観点から、頭取を委員長とした地域活性化委員会を設置するとともに、営業店には、金融円滑化営業店責任者、金融円滑化営業店担当者を設置し、お客さまからのご相談にきめ細かく対応いたします。
- ・各営業拠点でお客さまからいただいた苦情、ご要望等に対しては、真摯な姿勢で適切かつ十分な対応をするように努めます。

ライフステージ別の与信先数及び融資額 **ベンチマーク**

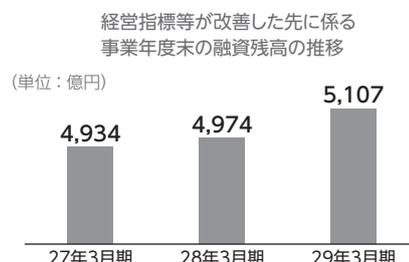
(平成29年3月末現在)



メインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標（売上・営業利益率・労働生産性等）の改善や就業者数の増加が見られた先数（先数はグループベース）、及び、同先に対する融資額の推移 **ベンチマーク**

（平成29年3月末現在）

メイン先数および融資額 先数はグループベース	11,050社 7,027億円
経営指標等が改善した先数および融資額 グループの主要企業のうち ①売上②営業利益率③労働生産性 ④従業員増加のいずれかが改善した先 をカウント	7,836社 5,107億円



全取引先数と地域の取引先の推移（先数単体ベース） **ベンチマーク**

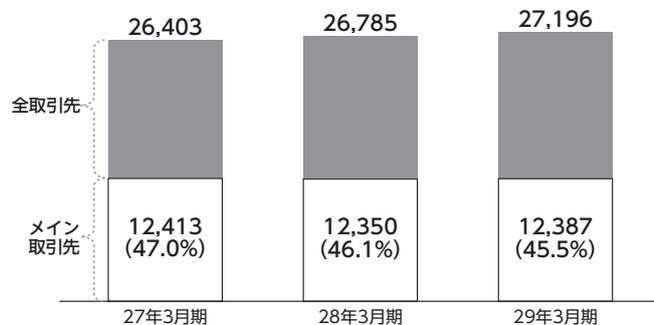
メイン取引先数の推移、及び、全取引先数に占める割合（先数単体ベース） **ベンチマーク**

法人複合取引先数 **独自ベンチマーク**

（平成29年3月末現在）

全取引先数におけるメイン取引先数の推移

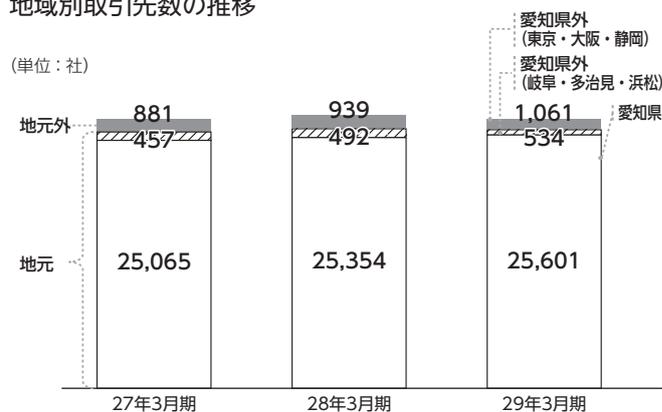
(単位：社)



※取引先：与信先および各種支援先

地域別取引先数の推移

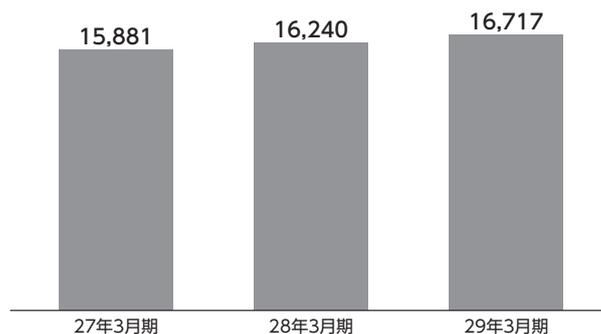
(単位：社)



※地 元：愛知県内店舗、岐阜支店、多治見支店、浜松支店
 ※地元外：東京支店、大阪支店、静岡支店

法人複合取引先数

(単位：先)



※法人複合取引先数：事業取引先（法人取引先）の中で当行の指定するメイン化項目のお取引を1項目以上頂いているお客さまの数とします。
 (EB総合振込、給与振込、でんさい稼働先、職域NISA稼働先、関連会社取引先)

●経営者保証に関するガイドラインへの取組状況

○当行では従前より、ご融資の際に個人保証をご提供いただく場合には、ご契約時に保証に関する意思を慎重に確認させていただくなどの対応に努めてまいりました。このたび、経営者保証に関するガイドライン研究会（事務局：全国銀行協会及び日本商工会議所）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当行は本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢を整備いたしました。当行は今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

【実績】

	28年度実績
新規に無保証で融資した件数	2,412件
保証契約を解除した件数	345件
ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	5件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	9.06%

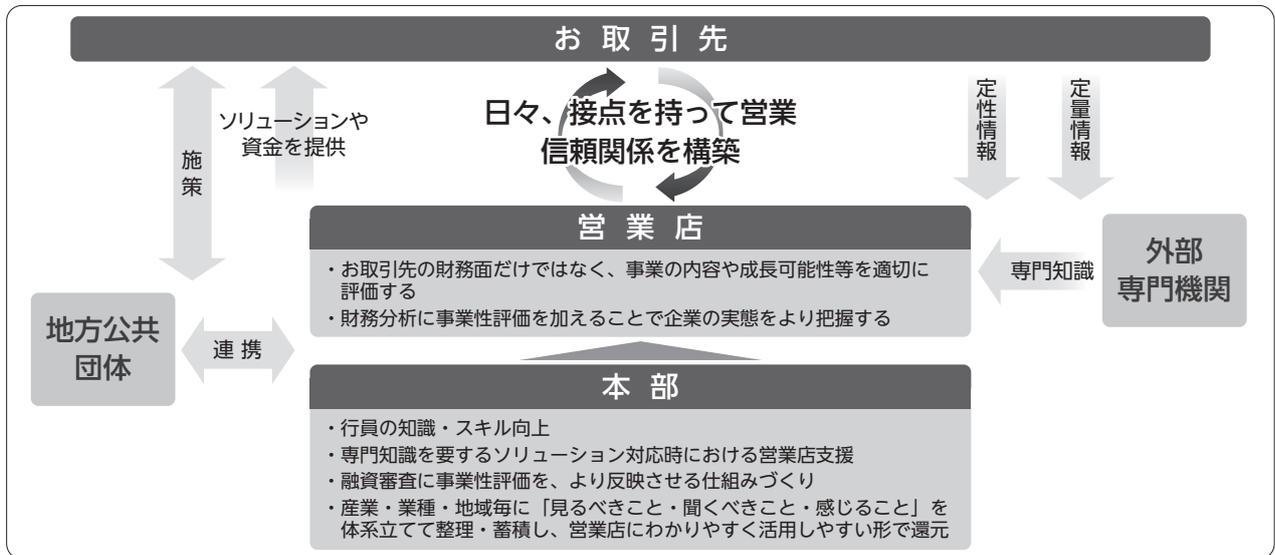
●事業性評価への取組状況

○事業性評価シートの活用

事業の内容や成長可能性などを適切に評価（事業性評価）し、ライフステージに合わせた融資や助言を行うために平成27年4月より事業性評価シートを作成しています。当行は、お客さまと共に経営課題に取り組むことで、地域金融機関として中長期にわたる企業支援に努めてまいります。

【実績】平成29年3月末時点累計作成件数：1,773件

○当行の事業性評価体制



事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合（先数単体ベース） **ベンチマーク**

（平成29年3月末現在）

与信先数 （全与信先に占める割合）	1,690社 （6.3%）
融資残高 （全与信先の融資残高に占める割合）	3,485億円 （20.2%）

※事業性評価に基づく融資を行っている与信先数
：当行所定の「事業性評価シート」を策定した上で融資を行っている先

●具体的な取り組み事例

・創業・新規事業開拓

○創業支援

起業・創業を検討しているお客さまの資金調達や各種相談をワンストップで受付する『名古屋銀行 もっと、じもと。創業応援団』では、平成28年5月に日本政策金融公庫と共催で創業予定者を支援するイベント『創業Café』を開設し、資金調達や販路開拓、マーケティングに関するレクチャーや各参加者のビジネスプランについての講評等を行いました。平成29年2月には『創業Café』第二弾の取組みとして『創業Café ミニセミナー』を開催し、創業前後のポイントや創業計画書作成と資金調達のエッセンスに関する実践的な講義を行いました。今後も各種団体等と連携し、起業・創業を支援してまいります。

○新規事業開拓

【農林漁業成長応援ファンドの活用】

当行を含めた金融機関と株式会社農林漁業成長産業化支援機構にて設立した『あいち・じもと農林漁業成長応援ファンド』を通じて、6次産業化に取り組むお客さまに対して出資等を行っております。平成28年6月には第1号案件が成立する等、第1次産業を活用した新規事業への支援をしております。

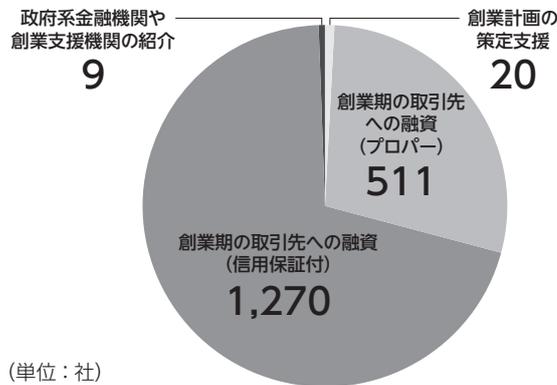
【「ものづくり補助金」の申請支援】

当行と連携する外部専門家を紹介し、新規事業の設備投資に対する事業計画書の策定や補助金交付制度への申請を支援しました。積極的な支援を実施した結果、「平成28年度補正 革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」の採択件数73件は愛知県内金融機関第1位、全国金融機関第2位となりました。（当行調べ：平成29年3月17日現在）

創業期における支援先数（支援内容別） **ベンチマーク**

（平成29年3月末現在）

創業期における支援先数（支援内容別）



創業期における支援先数合計
※創業期：創業から5年までの期間

1,810社

・成長段階における更なる飛躍

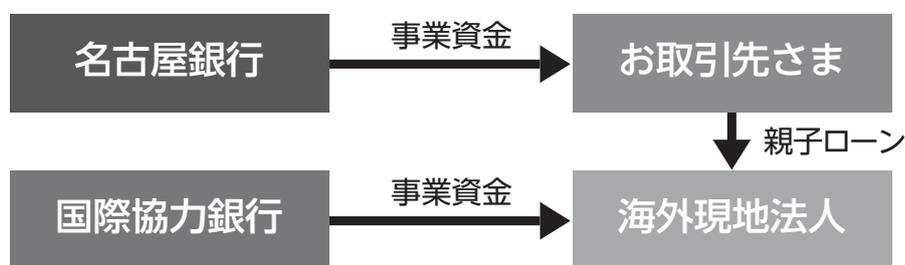
海外進出支援

○中国及び東南アジアを中心とした地元中堅・中小企業の海外進出支援を行っております。特にお取引先の海外現地法人の資金調達方法多様化に応えるべく、海外現地法人に対するクロスボーダー貸付や株式会社国際協力銀行との協調融資を積極的に取り組んでおります。

【実績】

	28年度実績
資本金送金	29件
親子ローン送金	22件
スタンバイL/C	7件
クロスボーダー貸付およびJBIC協調融資	2件
BOND	4件
合計	64件

協調融資スキーム図（一例）



○中国の南通支店に加えて、現地の提携金融機関や独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）に行員を派遣することで現地の実情に即した情報提供を行っております。

【行員派遣先】

バンコック銀行（タイ）、バンク・ネガラ・インドネシア（インドネシア）、三井住友銀行（中国）、独立行政法人日本貿易振興機構ホーチミン事務所（ベトナム）、独立行政法人日本貿易振興機構名古屋貿易情報センター

○行員を派遣している金融機関以外に対しても提携を結ぶことで、現地の情報等を提供できる環境を整備しております。

【提携先】

カシコン銀行（タイ）、メトロポリタン銀行（フィリピン）、ベトコム銀行（ベトナム）、ベトナム外国投資庁（ベトナム）、インドステイト銀行（インド）、アグアスカリエンテス州（メキシコ）、ハリスコ州（メキシコ）、グアナファト州（メキシコ）、ヌエボ・レオン州（メキシコ）、Banamex銀行（メキシコ）、交通銀行（中国）、中国銀行（中国）

○法人営業部国際ビジネス推進室による海外進出・貿易支援を実施しております。

【実績】

	28年度実績
営業店行員との同行訪問数	351件
外国為替新規取引先数	285件

販路開拓支援

○お客様の事業展開をサポートするため、ビジネスマッチング業務をはじめ、各種商談会等により販路拡大支援を積極的に行っております。

【逆見本市商談会の開催】

バイヤーのニーズに応えることができるサプライヤーを集める逆見本市形式の商談会『名銀ジョイント』を開催しております。平成28年9月の第1回以降、計4回開催し、今後も定期的な開催を予定しております。各回バイヤーを1カテゴリーに限定する等成約率が高い商談会を目指しており、当行のお客さまである中小企業取引先と大手バイヤーとの接点を設けることにより、お客さまの販路開拓支援をしております。

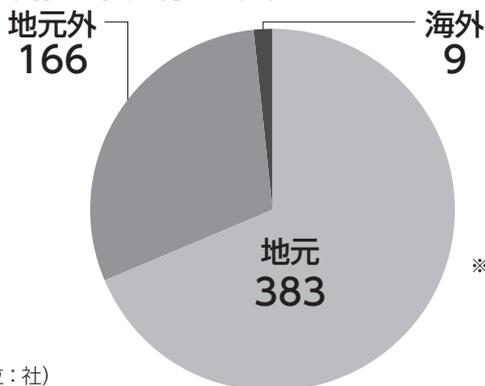
【食と農に関する事業への支援】

6次産業化及び農商工連携による地方創生に向けた食と農に関する商談会である『あいち・じもと農林漁業成長応援「食」と「農」の大商談会』を平成28年3月より地元7信用金庫と共同開催しており、平成29年3月には第2回を開催しました。当行のお客さまである中小企業取引先と「食」と「農」のビジネスに精通する大手バイヤーとの接点を設けることにより、お客さまの販路開拓支援をしております。

販路開拓支援を行った先数（地元・地元外・海外別） **ベンチマーク**

（平成28年度）

販路開拓支援を行った先数



（単位：社）

※地元（愛知県、岐阜県、静岡県（浜松地区））とは売り手と買い手の両者が地元企業、地元外とは売り手と買い手のいずれかまたは両者が地元外企業、海外とは売り手と買い手のいずれかまたは両者が海外企業の場合を指します。

企業価値向上支援

○企業価値向上のため、各種セミナーや商談会を積極的に開催しております。

企業価値向上を支援するセミナー、商談会の開催件数 **独自ベンチマーク**

（平成28年度）

開催件数

33回

※企業価値向上を支援するセミナー、商談会：事業承継セミナー、「農林漁業・飲食業」業界活性化セミナー、海外向けものづくり商談会、「食」と「農」の大商談会 等

・経営改善

○お客様の経営課題の抽出や解決をサポートするため、提携コンサルティング会社の紹介や外部機関との連携を強化し、積極的な推進を行っております。

【提携機関、外部機関との取組み】

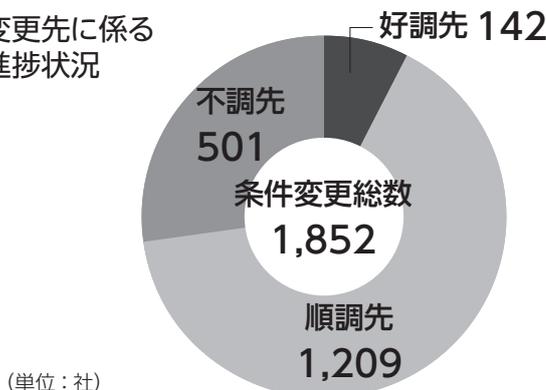
- 提携コンサルティング会社の紹介
- 愛知県中小企業再生支援協議会との連携強化
- 愛知県経営改善支援センターの活用
- 愛知中小企業再生2号ファンドの活用

	28年度実績
■ 経営コンサルティング提案件数	96件
■ 愛知県中小企業再生支援協議会・経営改善支援センター新規契約件数 (年度末時点対応中の件数)	18件 (117件)
■ 信用保証協会による経営診断	87件

貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況 **ベンチマーク**

中小企業の条件変更先に係る
経営改善計画の進捗状況

(平成29年3月末現在)



・事業承継

○後継者不在や自社株式の後継者への承継問題で悩むオーナー企業に対して資金面のサポートやM&Aの相談を行っております。

【実績】

	内容	28年度実績
事業承継	事業承継提案による課題提言	247件
	うち事業承継に伴う提携コンサルティング会社の紹介	4件
	うち事業承継に伴う資金面でのサポート	9件
M&A	企業買収、企業売却のM&A相談	392件
	うちM&Aの成約	11件

・人材育成・ノウハウの蓄積等

○コンサルティング機能を発揮するため、人材育成に取り組んでおります。

取引先の本業支援に関連する研修等の実施数、研修等への参加者数、資格獲得者数 **ベンチマーク**

(平成28年度)

実施回数	49回
参加者数	1,357人
資格取得者数 (平成29年3月末現在)	150人

※本業支援に関連する主な研修：事業性評価、法人ソリューション等の研修

※本業支援に関連する主な資格：社会保険労務士、中小企業診断士、医業経営コンサルタント、農業経営アドバイザー、2級FP技能士（中小事業主）

自己啓発セミナーへの参加者数 **独自ベンチマーク**

参加者数	1,411人
------	--------

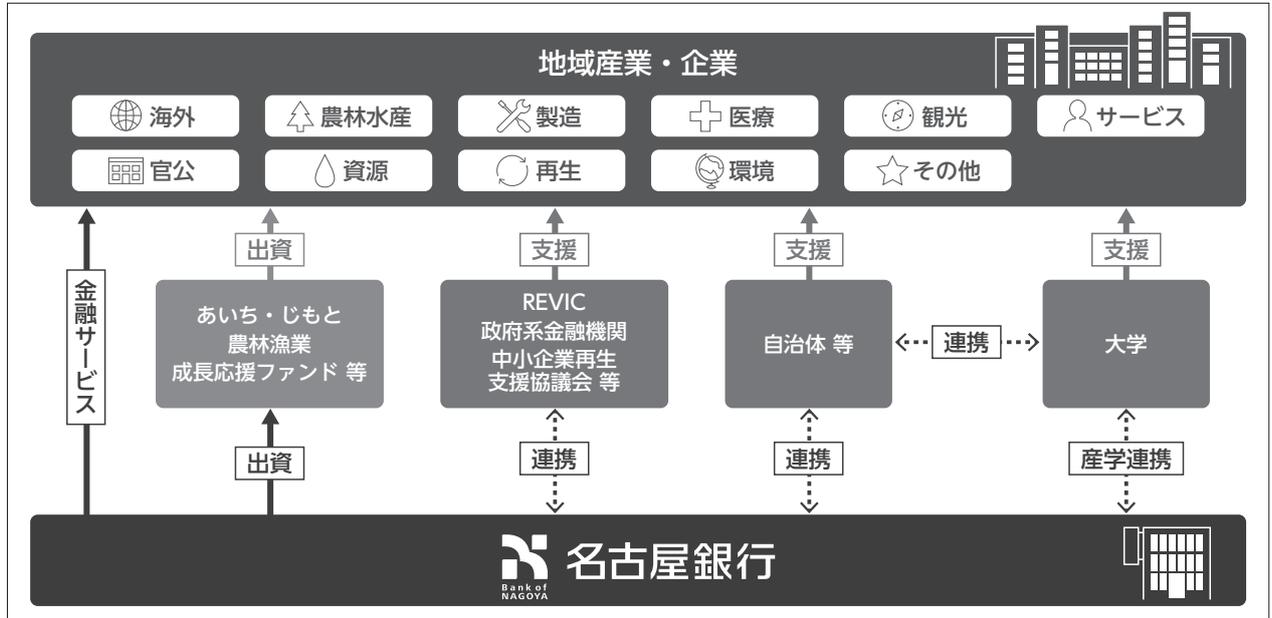
(平成28年度)

※自己啓発セミナー：行員向けの自主参加による自己研鑽のためのセミナー

・地域活性化への取組状況

取組み①：地方創生プロジェクトチームの連携協定拡大

○地域社会の「まち・ひと・しごと」の活力向上に積極的な参画をするため、各地方公共団体の地方版総合戦略の策定及び推進を支援する体制を拡充しております。



〈地方創生に係る連携協定〉1県12市町村、4団体
 一宮市・犬山市・犬山商工会議所、小牧市・尾張旭市・半田市・清須市・江南市、岩倉市・岩倉市商工会、愛西市・愛西市商工会、日進市、愛知県、知多市・知多市商工会、豊明市

〈産業振興に係る連携協定〉1市町村、13団体
 公益財団法人あいち産業振興機構、名古屋商工会議所、岡崎市・岡崎商工会議所、春日井商工会議所、愛知県商工会連合会、小牧商工会議所、稲沢商工会議所、江南商工会議所、犬山商工会議所、東海商工会議所、津島商工会議所、半田商工会議所、瀬戸商工会議所

〈産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画〉
 17市町村【認定連携創業支援事業者としての参画】
 豊橋市、知立市、東海市・知多市、春日井市、岩倉市・大口町・扶桑町、日進市・豊明市・長久手市・東郷町、北名古屋市・清須市・豊山町、みよし市、小牧市

9市町村【連携協力金融機関としての参画】
 名古屋市、大府市、東浦町、安城市、豊田市、津島市、江南市、あま市、愛西市

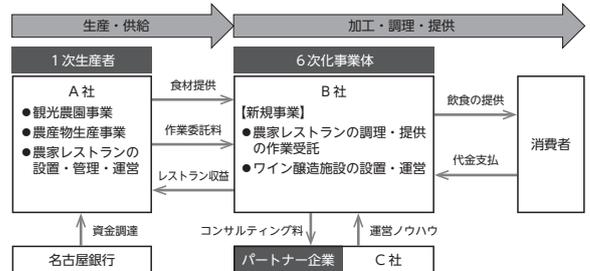
〈中小企業支援業務連携に関する覚書〉1市町村、1団体
 碧南市・碧南商工会議所

〈事業承継支援業務連携に関する覚書〉1団体
 安城商工会議所

※市町村・団体は締結日順に記載しております。
 また、同時締結した市町村・団体は「・」で併記しております。

取組み②：愛知県アグリ特区保証の活用

○平成29年3月に当行は果樹園を営むお客さまに対して農家レストランを創設するための融資を行いました。当件は、国家戦略特区をもとに愛知県信用保証協会が創設した融資制度「愛知県アグリ特区保証」を利用した愛知県内初の事例であり、農業者の資金調達手段の拡大とともに、商工業者の農業への新規参入や事業規模拡大など、農業に関連する地域及び業界の活性化に貢献しました。



取組み③：観光分野への支援

○東海・北陸地域の観光産業活性化ならびに地方創生を図るべく、平成28年6月に北國銀行・福井銀行・富山第一銀行・百五銀行・十六銀行・当行による広域連携「東海・北陸観光産業活性化プロジェクト」を締結いたしました。平成28年12月に第一弾の企画として、百五銀行・十六銀行・当行主催の三行ビジネス商談会で各県を代表する観光関連団体のブース出展を実施しました。今後についても観光関連事業者への事業支援を協働して進めることで、観光産業の活性化を支援してまいります。

株主の皆さまとともに

■ 情報開示の充実

積極的な情報発信活動の取組みとして、IR（インベスターリレーションズ）、ディスクロージャー誌・インフォメーションブックの発行、ホームページ等での情報開示を行っています。

●ディスクロージャー誌

毎年7月（3月期）、1月（9月期）に発行しています。



●アナリスト向け会社説明会

毎年6月に東京でアナリスト向けの会社説明会を行っています。



●個人投資家さま向け説明会の開催

地元の個人投資家の皆さまを対象に、当行の業績や営業状況をより深く理解していただくことを目的に、個人投資家さま向け会社説明会を定期的に開催しています。



●インフォメーションブック

平成26年6月発行分よりミニディスクロージャー誌の名称を「インフォメーションブック」に改め、従来の内容に加え、当行のさまざまな活動をよりわかりやすくご紹介させていただき冊子として作成いたしました。毎年6月（3月期）、12月（9月期）に発行を行います。株主の皆さまへ郵送いたします。



●ホームページ

タイムリーな情報提供と、見やすくわかりやすいページでご案内しています。

ホームページアドレス

<http://www.meigin.com/>

●年間予定表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
決算発表		本決算			第1四半期			第2四半期			第3四半期	
IR（アナリスト向け）			●									
有価証券（四半期）報告書			●		●			●			●	
ディスクロージャー誌				●						●		
インフォメーションブック			●						●			
Annual Report						●						
ニュースリリース	← HPIに掲載 (http://www.meigin.com/) →											

■ 配当金について

平成28年度の配当金は、中間配当として1株当たり3円50銭、期末配当金については1株当たり35円00銭を実施しました。なお、平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しており、中間配当額3円50銭は株式併合前の配当額であります。

■ 株主優待制度

対象となる株主さま	保有期間	優待内容
毎年3月31日現在で100株（1単元）以上300株（3単元）未満保有の株主さま		①スーパー定期預金（期間1年、金額10万円以上100万円まで）金利；店頭呈示金利+年0.1%上乗せ ②投資信託（金額10万円以上）購入手数料；お申込金額の0.3%（上限3,000円）をキャッシュバック ③外貨定期預金（金額1千米ドル以上）手数料；30%（上限3,000円）をキャッシュバック 上記①～③のうち、いずれか1つ、おひとりさま1回限りご利用いただけます。 ※店頭での申込みのみの取扱いとなります。
取扱期間	平成29年6月26日（月）～平成30年6月25日（月）	
毎年3月31日現在で300株（3単元）以上保有の株主さま	1年未満	同上
	継続して1年以上（注1）	上記①～③のうち、いずれかの優待に加えて、地元特産品を掲載したギフトカタログより3,000円相当の商品を選択

（注1）「継続して1年以上」保有されている株主さまとは、毎年3月31日現在及び9月30日現在の株主名簿に同一株主番号で連続して3回以上記録され、かつ毎回300株（3単元）以上保有されている株主さまといたします。

※上記株主優待制度は、平成29年3月31日現在の株主名簿に記載された株主さまが対象です。

従業員とともに

■ 人事制度

人事制度は、能力・意欲・貢献度に応じた、きめ細やかな処遇体系を構築しています。人事制度は行員のチャレンジ意欲を高めるものでなければなりません。年功的な要素を排除し個々の役割・貢献度に見合った給与体系、自ら目標を設定し自ら評価する目標管理制度など、ダイバーシティを推進し、多様な属性の人たちが、働きがい、生きがいの持てる企業風土の確立を目指した制度になっています。

■ ワークライフバランス支援制度

仕事と家庭の両立支援の一環として、様々な制度を整えております。

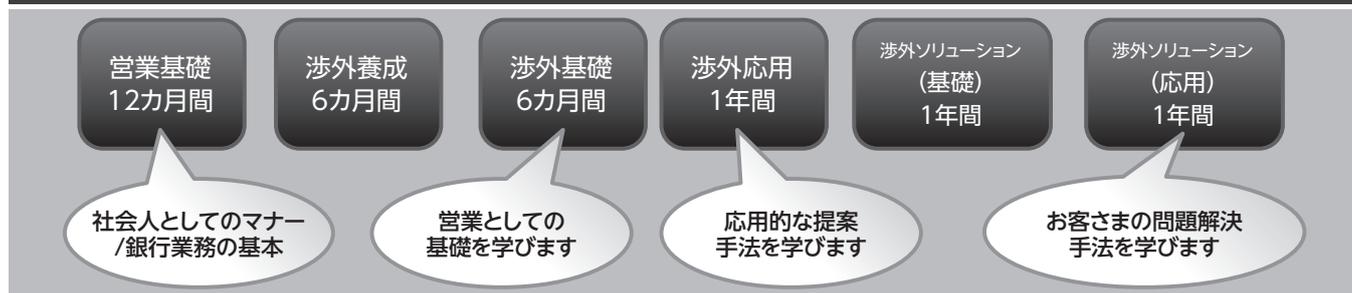
(平成29年7月1日現在)

制度	内容	期間
出産(産前・産後)休暇	出産前後、特別休暇として休務できる制度	産前6週(42日)前から産後8週(56日)
育児休職制度	出産後、休職できる制度	子の満2歳の誕生日前日まで
育児短時間勤務制度	就業時間の繰上げ・繰下げが最大2時間半まで可能	小学校就学前まで
看護休暇制度	子の看病や、予防接種、健康診断等受診時に特別有給休暇を与える制度	年間5日まで(子1人につき)
介護短時間勤務制度	就業時間の繰上げ・繰下げが最大2時間半まで可能	最長3年まで可(対象家族1人につき)
介護休職制度	要介護状態にある家族を介護するために休職できる制度	通算1年(対象家族1人につき)
介護休暇制度	要介護状態の家族の通院付き添い、介護手続き代行時に特別有給休暇を与える制度	年間5日まで(対象家族1人につき)
再雇用制度	結婚、出産等の理由により退職した場合、退職前と同資格で再雇用する制度	復職時、離職期間10年以内かつ45歳以下
連続休暇制度	業務の相互牽制を図ると同時に、行員のリフレッシュを目的とする制度	連続5日間
ハートフル休暇制度	従業員の健康維持増進と勤労意欲の換気を目的とする制度	4日間
半日有給休暇制度	通院など短時間の用事に合わせて午前と午後のいずれかの休暇を与える制度	1年度 4日間(8回)
短期育児休職制度	子の出生日より8週間以内に1日有給扱いで休職できる制度	1日
早期復職育児手当	出産後、子が満1歳未満で復職した場合、20,000円を支給	子が満2歳になるまで

■ 研修制度

「いきいきと活躍できる人材をしっかりと育てたい」その想いから、銀行員として求められる知識やスキル習得のサポートとして研修制度・セミナーを充実させています。中でも、力を注いでいるのが「人材育成集中期間」。入行後5年間に亘り、お客さまから信頼され、選ばれる行員となるために段階的、集中的に学びます。

人材育成集中期間(5年間)



「人材育成集中期間」以外にも、魅力的な研修・セミナーメニューを用意しています

審査長期実践研修	従来から定評のある「法人に強い名古屋銀行」の秘訣は、融資部講師による企業・財務分析を徹底指導する当研修にあります。融資部内で実際の融資案件に約1カ月間に亘り取り組み、企業審査能力の高い行員を育成します。	
パーソナル・コンシェルジュ研修	「個人に強い名古屋銀行」を目指して、個人営業の基本から高度な金融知識まで幅広く実施。お客さまのライフイベントに合わせた提案能力の高い行員を育成します。	
名銀キャリアデザイン研修	将来進みたいキャリアを切り開くため、自ら手を挙げて参加する研修です。具体的にはコンサルティング会社、証券・生命保険会社、海外への派遣を行います。	
めいぎん大卒校	「自ら学びたい」と思う行員が、「学びたいこと」を「学びたい時に」学ぶことができる場	
	めいぎんゼミ	行員のマインド向上を目的とし、専属講師による知見・ノウハウの伝承、他店舗行員との交流を行います。
	めいぎん休日セミナー 名銀ラボ	従来の平日研修だけでなく、業務知識の補完、業務+αの知識習得、資格取得支援のため休日にセミナーを行っています。業界知識の共有を目的とし、「業種特性」「業界動向」等について本支店一体となり勉強会を実施しています。